

令和3年度 第3回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 令和3年12月27日（月） 14時00分～15時10分

●場 所 市役所 本庁2階 第2会議室

●出席者

（出席委員）9名

杉下 秀幸 （宇部商工会議所 会頭）※会長
伊藤 一統 （NPO 法人 うべネットワーク 理事長）
井本 浩嗣 （中小企業診断士）
江嶋 亜企雄 （宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会）
正司 マキコ （宇部市民生児童委員協議会 副会長）
徳勢 美知子 （社会保険労務士）
濱岡 崇 （連合山口西部地域協議会宇部地区会議 代表）
藤本 米子 （宇部市消費者の会 会長）
脇 和也 （株式会社 宇部日報社 代表取締役社長）

（欠席委員）1名

藤井 恵子 （宇部市婦人会協議会 会長）

（事務局）7名

古林 学 （総務財務部長）
大畑 秀幸 （総務財務部次長）
岡田 伊都子 （総務財務部人事課長）
綿谷 和久 （総務財務部人事課副課長）
河内 厚司 （総務財務部人事課給与厚生係長）
大塚 智明 （総務財務部人事課人財育成係長）
奥野 博之 （総務財務部人事課主任）

●議事概要

【開始時刻 14時00分】

(会長)

前回までの審議の中で監査委員と市議会議員の報酬が重複しているのではないかと、また、監査委員の報酬について、月額での支給方法の変更も検討する必要があるのではというご意見がありました。

事務局の考えを改めて説明してください。

(事務局)

地方自治法において、監査委員に対する報酬は、原則として勤務日数に応じて支給することとされています。非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる性質をもつものではなく、純粋に勤務に対する反対給付としての性質をもつことから勤務日数に応じて支給することを原則としているものです。

ただし、勤務実態が常勤職員とほとんど同様のものもあり、月額、年額をもって支給することが適当な場合は、条例に特別の定めをすれば勤務日数によらないことができることとされています。

そのときに検討する材料として、常勤職員と同様の勤務実態か、他の行政委員会との均衡などから判断することになりますが、当該監査委員は、常勤委員と同様の勤務実態ではなく、日額報酬額は、他の行政委員会と同額であり、また、資料14にもご確認できるとおり、非常勤職員報酬の月額換算した場合、県内では上位に位置するが、類似都市では中位にあたり均衡はとれており、月額制にする積極的な理由はありません。

また、地方自治法において、地方公共団体は、非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならないと規定され、非常勤の職員が一定の勤務に従事したことにより、その反対給付として支払われるもので、議会の議員は議会議員の報酬条例で、監査委員は監査委員の報酬条例でそれぞれ支給されるため、市議会議員が監査委員として監査に従事した場合の報酬は、監査委員の報酬条例で規定されるのが適当と考えられます。

なお、地方公共団体の財務事務の疑問点や想定される事例等を整理した「地方財務実務提要」において同様の見解が示されているところです。

(会長)

市議会議員が決算審査委員会等として出席する場合の取扱いについて、重複しているのではとの意見もありますが、事務局からの説明のとおり適切に実施されていると考えてよろしいでしょうか。

(委員)

<異議なし>

(会長)

これで、当審議会が審議すべき項目についての審議は終了しました。

答申書案について

(会長)

それでは、事務局で作成した答申書案について審議に入ります。

第2回までの審議において出された、「市長、副市長の給料及び退職手当、これに期末手当を加えた1期4年間の総額の水準を保ちつつ、給料と退職手当のバランスの見直し」や「各種審議会等委員の報酬額の見直し」等の意見について事務局と協議し一定の整理をしました。

事務局から答申書案の内容を簡潔に説明してください。

(事務局)

<答申書案の説明>

(1) 市長・副市長について

(会長)

それでは、答申書案について審議していきますが、項目別に審議を進めていきたいと思えます。まずは「(1) 市長・副市長について」、ご意見があればお願いします。

(委員)

(1)の③「退職手当については、県内他市と均衡がとれているが、類似都市との比較では、市長、副市長とも上位にある。また、民間企業の役員退職金が減少傾向の中で、4年間で2,000万円以上支給されることは、市民の理解を得られないのではないか」という文言がありますが、市民とは誰のことか、市民の意見を聞いたわけではないので、表現を改めたほうがよいと思えます。

例えば、「審議会の中でこのような意見が出た。」などの内容としたほうが良いのではないのでしょうか。

(会長)

「市民」という言葉そのものを我々の答申書に用いることに違和感を覚えていらっしゃるということでしょうか。

(委員)

はい、このような文書で、「国民の～」や、「市民の～」という表現をよく見るのですが、「その証拠はどこにあるのか、全員に聞いたのか」という議論になってしまいますので、「本審議会においてこのような意見があります。」という表現が良いのではないかと思います。

(会長)

皆様が審議会の委員として任命されたのは、市民の感覚を持ちつつ、特定の分野で理解を深く持っておられるからだと思います。そういった意味では、審議会で議論した結果、「市民」という表現を用いても良いと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

市民の中で平均値にあたる方々が集まるのであればもちろんそうでしょうけれど、そうではないと思いますので、「市民の理解を得られない」という表現を用いないほうが良いと思います。

(委員)

私は、市民の理解の有無に関わらず、2,000万円以上退職手当が支給されることが、世間の相場から見て、ずれているのではないかと思います。市民の理解の有無については記載しなくても良いと思います。

(委員)

私は、市民の代表としての審議会委員であると思います。
代表者として「市民の理解が得られない」という意見が出たことを反映しているということで良いのではないのでしょうか。

(委員)

こちらに記載されている①～⑥の意見については、委員全員のコンセンサスを得たものを記載しているのではなく、それぞれの委員から出た意見を取りまとめ、箇条書きしています。また、それらを総括して結論を示していると理解しています。
発言者は「市民の理解が得られない」のではないかと感じての発言であって、それに対して違和感があるとおっしゃることは否定しませんが、発言自体を否定することは違うのではないかと思います。

(会長)

こちらの文言は、委員の発言がそのまま反映されています。それに対して違和感がありますが、あくまでも発言された意見として尊重し、記載するということがよろしいでしょうか。

(委員)

<異議なし>

(会長)

⑤の「景気浮上のためには賃上げが必要であり、景気循環を考えると公務員の給料を上げるのが一番効果的である。そのため、給料は、標準、又は少し高い水準に設定することも必要である。」という記載について、公務員の給料については審議会で議論すべき事項ではないので、このような意見が出されたという記載をしてほしいと思います。

(委員)

公務員の給料を上げるべきだと申し上げましたが、公務員の給料について書くべきではないと思いますし、因果関係もないので、会長の言うとおりに進めていただければと思います。

(会長)

①の「市長は、1,000人以上の職員の仕事を掌握し、16万人の市民の安全と安心を担保するという重い職責があり、また、土日も公務を執り行うなど激務であるが、給料は民間に比べて安価であり、現行の給料の改正前である平成9年4月1日時点の給料に戻すことも必要なのではないか。」についても、文章に違和感があります。

「土日も公務を執り行うなど激務であるが、」という箇所と、この後ろに続く文章が異なっていると思います。審議会で意見を募ったときに、給料が低いので上げるべきだとした方が3名、それ以外の方が据え置きでした。

意見を出す場においては、「1,000人以上の職員の仕事を掌握し、16万人の市民の安全と安心を担保するという重い職責があり、また、土日も公務を執り行うなど激務である」から市長の給料を上げるべきだとする方もいれば、ただ全体的に低いので上げるべきだとする方もいらっしゃいました。ここでは、その両者が混同されているため、そこを区別して欲しいと思います。

また、結論において、「退職手当については減額とし、一方で給料については増額とする配分の見直しについて、今後検討を進めていくことが望ましいと判断した。」とありますが、その理由が述べられていません。

根底には、世の中の動向として、退職金ではなく毎月の報酬で支払っていくべきという考えがありますので、それに従ってのものだということが分かるように示していただきたいです。

(委員)

中小企業においては、退職金がかもともないような方もいて、退職金を厚くしようという動きもあります。

(委員)

役員報酬については、会長がおっしゃるとおりの流れがある。ここでは、市長、副市長の報酬を検討する上で、企業で言う役員報酬の動きになぞらえる形で、退職金ではなく毎月の報酬で支払っていくべきという考えを示すほうが良いと思います。

(会長)

「(1) 市長、副市長について」は、今の意見を反映してもらおうということでもよろしいでしょうか。

(委員)

<異議なし>

(2) 市議会議員について

(会長)

続きまして、「(2) 市議会議員について」、ご意見があればお願いします。

(委員)

<意見なし>

(会長)

①において、「政治家は報酬の魅力によって政治家を目指すのではなく、国・県・市のそれぞれにおいて地域の発展に貢献したいという志を持ってしかるべきであり、」とありますが、強調されすぎていると思います。「志を持っておられると思うので、」などと改めるのはいかがでしょうか。

(委員)

<意義なし>

(3) 非常勤職員について

(会長)

続きまして、「(3) 非常勤職員について」のうち<行政委員会委員>について、ご意見をお願いします。

(委員)

監査委員の業務を行うにあたり、士業として専門職で委員を担っている方とそうでない方

の報酬額が同じなのはいかがかと、士業の方から言われたことがあります。また、他の自治体では、報酬額が士業とそうでない方とで異なるケースがあります。答申書案の変更を望むものではありませんが、意見として述べます。

(会長)

では、「(3) 非常勤職員について」のうち<行政委員会委員>については、案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

<異議なし>

(会長)

次に、「(3) 非常勤職員について」のうち<各種審議会等委員>について、ご意見等ありましたらお願いします。

(委員)

<意見等なし>

(会長)

⑤の委員の報酬を「増額するには、それなりの理由と重大な責任が伴う。」といった意見があったものの、「県内13市の平均値程度である5,000円へ増額することが適当と判断した。」とあります。なぜ、こういった結論に至ったかという理由が述べられていません。会議の拘束時間のみならず、事前あるいは事後においても当該委員として活動を行っていると見ることができるといった意見があったと思います。また、平成22年度の審議会において、報酬額を4,000円に引き下げた時から10年経ち、現在は県内で最低レベルの金額になっています。

これらの観点を総括し、見直しても良いのではないかとの意見を踏まえ、見直しを行うに至ったと、理由を示しても良いのではないのでしょうか。

また、これを受けて、⑥においては、「少なくとも県内13市の平均程度までは増額すべきではないか。」とありますが、語気が強いため、「増額しても良いのではないか。」といった文言にしたほうが良いと考えます。

(委員)

⑥の「政策形成の過程で様々な市民の意見を聴く機会も多くなることが予測され、少なくとも県内13市の平均程度までは増額すべきではないか。」とありますが、一方で、「4 その他要望事項」においては、「財政健全化のための取組を更に強化するなど一層の努力をされ

たい。」としており、増額を促す一方で、減額の方向性を示しています。この両者は矛盾していると考えます。⑥において、「共創によるまちづくりを掲げ、政策形成の過程で様々な市民の意見を聴く機会も多くなることが予測され、少なくとも県内13市の平均程度までは増額すべきではないか。」という一文を記載する必要がありますか。

「県内の他の市と比べた結果、増額しても良いのではないか。」といった表現で良いのではないのでしょうか。

そもそも共創によるか否かは審議会では分かりかねることだと思います。

(会長)

「少なくとも県内13市の平均程度までは増額しても良いのではないか」という表現にとどめておいていただきたいと思います。

また、「4 その他要望事項」も踏まえての意見が出ましたので、こちらについてもご意見があればお願いします。

(委員)

<意見なし>

(会長)

確認ですが、「4 その他要望事項」の(2)に、政務活動費について言及されていますが、政務活動費は使用の有無に関わらず、一律支払われているのでしょうか。

(事務局)

実績により支払いをしており、一律支給ではありません。

(委員)

政務活動費の支出状況について、市公式ウェブサイトで公表されているのは個人ではなく、会派名であり、内訳も詳細ではありません。「支給実態を把握し、」とありますが、このように記載する以上、例えば個人名とか内訳について詳細に示されているという前提が必要となるのではないのでしょうか。

(会長)

政務活動費そのものは、本審議会が議論の対象としている事項ではありませんが、審議会内で、議員報酬の議論を行う中で、政務活動費が少ないのではないかとの意見が出たと思います。

(委員)

政務活動費そのものが議論の対象ではないにも関わらず、答申書において意見してよろしいでしょうか。

(会長)

議員報酬は据え置きという結論が出たと同時に、政務活動費が少ないのではないかという意見があり、それがそのまま述べられているのではないのでしょうか。

「拡充も含め適正な水準を検討されたい。」というところは、委員が述べられたように、より詳細な政務活動費の公表を前提としてのことで、本審議会で議論すべき事項ではありません。他方、議員の報酬を審議する中で、政務活動費について、やや低いのではないかという意見が出たことも事実です。従いまして、意見として出たので、「他の審議会等で審議されるべき内容ではあるが、」などといった文言を付け足すなどすれば良いのではないかと思います。

他のご意見等がありますか。

(委員)

<意見なし>

(会長)

では、事務局は皆様のご意見を答申書に反映するとし、その他あれば、令和4年1月12日までに事務局にご連絡をお願いします。

答申書を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後、私から市長へ答申書をお渡しします。

【終了時刻 15時10分】